

四日市市告示第107号

四日市市第2子以降子育てレスパイトケア事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月21日

四日市市長 森 智 広

四日市市第2子以降子育てレスパイトケア事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市第2子以降子育てレスパイトケア事業費補助金交付要綱（令和6年四日市市告示第307号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和10年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。